

【件名】

中野区社会福社会館の指定管理者の募集について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

中野区社会福社会館については、令和6年3月末をもって現行の指定管理者の指定期間が満了となる。令和6年度からの新たな指定管理者を選定するため、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づき、以下のとおり候補者を公募する。

1 対象施設

- (1) 名称 中野区社会福社会館
(ただし、「なかの芸能小劇場」部分を除く。)
- (2) 所在地 中野区中野五丁目68番7号

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 選定方法

企画提案公募型事業者選定方式

4 今後の予定

- 令和5年 7月 指定管理者候補者の公募
- 9月 指定管理者候補者の選定
- 11月 指定管理者の指定に関する議案提出
- 令和6年 4月 指定管理者による業務開始